

## 柳宗元の人物描写と「天」

久田 麻実子

はじめに

柳宗元（AD七七三～AD八一九）は、王叔文らの失脚に連坐して永貞元年（AD八〇五）、永州司馬に貶せられた。エリートコースを順調に進んでいた彼は永貞の改革で政治的に大きな挫折を味わった。元和元年（AD八〇六）から十年の歳月を永州で過ごし、元和十年（AD八一五）、再び都から遠く柳州に刺史として赴任する。その後中央に復帰することなく嶺南の地で人生の幕を閉じた。

韓愈は「子が中ごろ棄てらるるは、天、羈を脱するなり。玉佩の瓊瑤、大ひに厭の辭を放まます」と柳宗元が永州へと流謫されたのは文学の才能を發揮できるように天がしむけたのだといい、後半生の不遇が却って彼の文学を深博なものにしたと指摘する。永州時代には多くの詩も残しており、この転機が彼の文学に多大な影響を及ぼしたことは

想像に難くない。

政治的な挫折と前後して柳宗元は親族を次々と亡くしている。姉や母、妻を失った悲しみを癒そうとする姿勢が天への訴えとしてその墓誌銘の中で表現されている。環境上の変化が彼の思想面にも大きく影響したことは先人も多く指摘する。政治的立場の変化と私的環境の両面から八〇五年は彼にとっての大きな転機と考えられてきた。

しかし、柳宗元自身の根底にある考え方は長安時代に既に確立されており、彼の生涯を通して官人として一貫した態度が見られる。これについては早くに太田次男氏が、挫折を経て、社会の階層現実を認識しつつ、「階層的制約を超えて、広い人間本位の立場を見出そうと」したと指摘するところである。

本論は、柳宗元の考え方に時代的な変化があったのかどうかを再考してみようとするものである。人物描写という

側面にスポットをあてると、環境上の変化を経て、なお変わらぬ姿勢を柳宗元は持ち続けたと考えられる。政治への関心は彼の中で生涯尽きることはなく、それは彼が筆を執った墓誌銘の中にも表れており、合わせてそれも証明する。

柳宗元の書いた墓誌銘は長安時代以降、永州・柳州時代にも作られ、現在、文集の中に合わせて五十作ほど残っている<sup>(3)</sup>。理想と現実とのギャップ、内面における自身の葛藤はどのように克服されたのか、これを捕捉する上でも墓誌銘は恰好の材料ではないかと考えて題材としてとりあげることにした。

### 一 人物描写の視点

歴史とは過去における変遷の記録であり、墓誌銘もそういった観点から見れば歴史の一部である。歴史家たちは時代の価値観に合わせて記述する場合もあれば、自分自身の価値観に基づいて記述していく場合もある。

柳宗元の書いた墓誌銘をみると、感情を表す言葉が極端に少ない。その一方で、いつ、誰が、どこで、といった事実記録は整然と書かれており、「述べて作らず」という歴史を書く際の基本姿勢を崩していない。「新唐書」<sup>(4)</sup> 卷

百六十八「柳宗元傳」では、「韓愈其の文を評して曰く、雄深雅健にして、司馬子長に似たり、崔・蔡も多とするに足らざるなり。」と述べ、柳宗元を司馬遷に類似すると評している。

かつて司馬遷は「史記」の中に描かれた人間を通して、人の生き方、社会に対する在り方を考えていた。「史記」は歴史書ではあるが記録のための記録ではない。とくに個人の伝記である列伝は、言動を含めて、知られる限りのすべてを記録するという忠実な伝記を書くこととはしていない。優れた人物を未来へ向けて伝えようとする態度で、それぞれのテーマに沿った人物像を作り上げている。この姿勢は春秋学の基本的な立場、すなわち歴史は単なる事実の羅列であつてはならず、歴史事象を自身で解釈した上で、善いことを褒め、悪いことを貶める、褒貶の意を加えて書かなければならないという姿勢に通じる。司馬遷はあるがままの歴史を書くのではなく、あるべき歴史を書くことが歴史の価値だというスタンスに立っていたといえる。では、柳宗元はどのようなスタンスで墓誌銘を書くことになっていたのであろうか。まずは彼の人物を描く際の観点について確認しておくこととする。

「童區寄傳」(卷十七)は越の區寄という子供の伝記である。これは彼の態度を端的に見ることのできる作品と考え

られる。

冒頭で伝記を書くに当たって越の状況を述べる。続けて、越の地では子供が商品として売買され人口が減っている事を指摘し、その中で、桂部の従事杜周士が童區寄について話しをしてくれたことをいう。その少年に起こった出来事を、順を追って次のように記す。

柳先生曰、越人少恩。生男女必貨視之、自毀齒已上、父兄鬻賣以覲其利。不足則盜取他室、束縛鉗梏之。至有鬚鬣者、力不勝皆屈爲僮。當道相賊殺以爲俗。幸得壯大、則縛取么弱者。漢官因以爲己利。苟得僮、恣所爲不問。以是越中戸口滋耗、少得自脫。惟童區寄、以十一歲勝。斯亦奇矣。桂部従事杜周士爲余言之。

童寄者柳州蕘牧兒也。行牧且蕘。二豪賊劫持反接、布囊其口去。逾四十里、之虛所賣之。寄僞兒啼恐慄、爲兒恆狀。賊易之。對飲酒醉。一人去爲市、一人臥植刃道上。童微伺其睡、以縛背刃、力下上得絶。因刃取殺之。逃未及遠。市者還。得僮大駭、將殺。童遽曰、爲兩郎僮、孰若爲一郎僮耶。彼不我恩也。郎誠見完與恩、無所不可。

柳先生曰く、越人は恩少し。男女を生めば必ず之を貨

視し、毀齒より已上、父兄鬻賣して以て其の利を覲ふ。足らざれば則ち他室に盜取し、之を束縛鉗梏す。鬚鬣有る者に至るも、力勝たざれば皆な屈して僮と爲す。道に當りて相ひ賊殺し以て俗と爲す。幸に壯大なるを得ば、則ち么弱なる者を縛取す。漢官因りて以て己の利と爲す。苟くも僮を得ば、爲す所を恣にして問はず。是を以て越中の戸口滋ます耗して、自ら脱するを得るもの少し。惟だ童區寄のみ、十一歳を以て勝つ。斯れも亦た奇なり。桂部の従事杜周士余が爲に之を言ふ。

童寄なる者は柳州の蕘牧の兒なり。行ゆく牧し且つ蕘す。二豪賊劫持して反し接ぎ、其の口に布囊して去る。四十里を逾え、虚所に之きて之を賣る。寄僞りて兒啼恐慄し、兒の恆狀を爲す。賊之を易る。對して酒を飲みて醉ふ。一人去りて市を爲し、一人臥して刃を道上に植つ。童微く其の睡を伺ひ、縛を以て刃に背して、力めて下上して絶つを得。因りて刃を取りて之を殺す。逃れて未だ遠きに及ばず。市する者還る。僮を得て大に駭き、將に殺さんとす。童遽に曰く、兩郎の僮爲るは、一郎の僮爲るに孰若ぞや。彼は我に恩あらざるなり。郎は誠に完うして恩を與へらるれば、不可なる所無しと。

起こつた出来事が、時間を追いながらあたかも目の前で展開されていくかのような描き方になつてゐる。このような巧みな描写は他にも見られる。韓愈との史官論争になつたことでも知られる「段太尉逸事狀」(巻八)でも、起こつた事柄について順を追つて記述していくことに重点を置いている。彼の觀察力の鋭さは自然描写の中にも見出すことができる。「江雪」(巻四十三)詩では一枚の絵を彷彿させる描写になつており、読み手の目の前に情景が浮かぶように描かれている。これを人物描写に置き換えてみると、人物像が目の前に浮かび上がってくる、生き生きとした動きのある描写になつてゐるということができよう。

この態度は、墓誌銘を書く際にも当然反映されている。幾つか例を取り上げて確認してみたい。

「故襄陽丞趙君墓誌」(巻十一)は、客死した趙矜を本来の墓所に埋葬するにあつて、当時の柳州刺史であつた柳宗元が趙矜のために墓誌銘の筆を執つたのであるが、内容は次の部分で始まる。

貞元十八年月日、天水趙公矜、年四十二、客死于柳州、  
官爲斂葬于城北之野。元和十三年、孤來章始壯、自襄  
州徒行求其葬、不得、徵書而名其人、皆死無能知者。  
來章日哭于野、凡十九日、唯人事之窮、則庶於卜筮。

貞元十八年月日、天水の趙公矜、年四十二、柳州に客死す、官爲に城北の野に斂葬す。元和十三年、孤來章始めて壯にして、襄州より徒行して其の葬を求むも、得ず、書を徵するに而るに其の人を名するも、皆な死して能く知る者無し。來章日に野に哭し、凡そ十九日、唯だ人事の窮すれば、則ち卜筮に庶ふ。

趙矜が亡くなつた年月日を最初に記す。次に、息子來章が成長して襄州から父の葬地を訪ねようとしてもわからない、手掛かりを知つていそうな人をたずねようにもみな亡くなつてしまつてゐるので卜筮によつて探し出すことにしたと言ふ。

兆之曰、「金食其墨、而火以貴。其墓直丑、在道之右。南有貴臣、冢土是守。乙巳于野、宜遇西人。深目而髯、其得實因。七日發之、乃觀其神。」明日求諸野、有叟荷杖而東者、問之、曰、「是故趙丞兒耶。吾爲曹信、是邇吾墓。噫、今則夷矣。直社之北二百舉武、吾爲子菴焉。」

之を兆して曰く、「金其の墨を食し、而して火以て貴し。其の墓は丑に直す、道の右に在り。南に貴臣有り、

冢土是れ守る。乙巳に野に于て、宜しく西人に遇ふべし。深目にして髻あり、其の實因を得。七日にして之を發す、乃ち其の神に觀はん。」と。明日に諸野に求むるに、叟の杖を荷ひて東する者有り、之に問へば、曰く、「是れ故の趙丞の兒なるか。吾れ曹信爲り、是れ吾が墓に邇し。噫、今則ち夷かなり。社の北二百舉武に直る、吾れ子の爲に蒞す。」

続けて、占卜によつて示された場所に一人の老人が現れ、遺骨の場所を示してくれたという事を記す。趙矜の息子が父の遺骨を探し当てるために行つた行動、それにとまつて現れた一連の出来事を埋葬の経緯として描写している。一見すると、不思議な、真実なのか疑問に思うような事柄であつたとしても、そこに自分の判断を下すという事はせず、自分が見聞した事実を忠実に書こうとしたのであり、あくまでも歴史家の「述べて作らず」の姿勢を厳密に実行しただけの記述になつてゐる。自分が実際に見て触れた事柄を忠実に書こうというのが柳宗元の姿勢ということができさる。

「唐故邕管經略招討等使朝散大夫持節都督邕州諸軍事守邕州刺史兼御史中丞賜紫金魚袋李公墓誌銘」(卷十)は太宗皇帝の玄孫にあたる李位の墓誌銘で、やはり柳宗元が柳

州刺史在任中、元和十三年に書かれたものである。先ず職歴を順次述べていき、李位が建州司馬に貶せられた後、泉州刺史を経て邕州刺史として任地に赴いた時のことを次のように述べる。

陟刺泉州、會烏獠夷刺殺郡吏、毆縛農民。詔以公都督邕州兼御史中丞、賜紫金魚袋、爲經略招討使。既至、則弋弓橐甲、去斥候、禁部内、無敢以賊名、使得自濯。諸酋長咸頓首送款、故虜獲輸稅奉貢、願比内郡人、遣子吏都督所。人復耕稼、無有威刑。居五月頃、有黑螭鼓江流、壞北岸、直城南門、覆船殺人然後去。父老泣曰「吾公其殆矣」。

陟りて泉州に刺たり、烏獠夷の郡吏を刺殺し、農民を毆縛するに會ふ。詔して公を以て邕州に都督とし御史中丞を兼ね、紫金魚袋を賜ひ、經略招討使と爲す。既に至れば、則ち弓を弋し甲を橐して、斥候を去りて、部内を禁ず、敢へて賊を以て名する無し、自ら澣濯するを得しむ。諸の酋長咸く頓首して款を送り、故に虜獲せられ税を輸し貢を奉じて、内郡の人に比するを願ふ、子をして都督の所に吏たらしむ。人耕稼に復して、威刑有る無し。居ること五月の頃、黒螭有りて江流を

鼓きて、北岸を壊す、城の南門を直し、船を覆し人を殺し然る後去る。父老泣きて曰く「吾が公其れ殆し」と。

邕州内での争いを収め、人々が農耕生活に戻る事ができるようにした経緯を詳細に記す。政治改革を実行した内容を具体的に書きながらも、事実描写に徹し、順を追って起こった出来事を書こうという姿勢が見られる。

「唐故萬年令裴府君墓碣」(巻九)は、柳宗元の姉の夫である裴瑾について書かれたものであるが、彼の官職を書き記して、その官僚としての有能ぶりを「紛形を離ち、滯塞を導きて、百の執事に關して、條直顯遂す、司空手を拱きて以て成る。」と述べた後、彼の人となりについて次のように触れる。

始公以唯諾聞長安中、奔人危急、輕出財力、如索水火。性開蕩、進交大官、不視齒類、狹同列、收下輩、細大畢歡。喜博奕、知聲音、飲酒甚少、而工於札謫。謡舞擊罽、織屑促密、皆曲中節度、而終身不以酒氣加人。晝接人事、夜讀書考禮、收摺策牘、未嘗釋手、以是重諸公間。

始め公は唯諾を以て長安中に聞ゆ、人の危急に奔りて、

輕く財力を出すこと、水火を索むるが如し。性開蕩、進みて大官に交はりて、齒類を視ず、同列を狹み、下輩を收めて、細大畢く歡ぶ。博奕を喜び、聲音を知る、酒を飲むこと甚だ少し、而るに札謫に工なり。謡舞擊罽、織屑促密、皆な曲に節度に中る、而して終身酒氣を以て人を加がず。晝は人事に接し、夜は書を読み禮を考へ、策牘を收摺し、未だ嘗て手を釋かず、是を以て諸公の間に重んぜらる。

裴瑾について、人と接するにあたっては身分の上下に關係なく交際していた様子を記している。また音楽に通じ、酒を飲んでも人に無礼を働くこともなく、博奕を好むが、どれほどよい程度であった。彼の人となりが浮かび上がる叙述になっている。柳宗元が細かくその人を觀察し、それを記録していった結果であり、觀察力の鋭さが人物描写に現れたといえる。

事実をもらさず書こうという姿勢は表題にも表れている。「故永州刺史流配驪州崔君權厝誌」(巻九)と「唐故安州刺史兼侍御史貶柳州司馬孟公墓誌銘」(巻十)、この二つの墓誌銘はどちらも罪を得て貶流された人の墓誌銘である。どちらも表題に一般的には避ける「貶」「流配」という言葉を使用しており、さらに内容に關しても、被葬者が

どのような経歴をたどったのか、貶謫の部分をはずすことなく忠実に記録しており、人物に関する情報を疎漏なく描いていく姿がうかがえる。

柳宗元が人物を描く際の観点は大きく二点にまとめられる。一つは、人物の事績をわかりやすく表現しようとした点。出来る限り起こった出来事を時系列に沿って書くようにした。すなわちトピックに焦点をあてて書くのではなく、編年体で事実を網羅して記述する姿勢をとっていた。そこには彼の優れた観察力と表現の巧みさがあつて、初めて読み手にわかりやすい文体になっていたのであることを忘れてはならない。もう一つは、客観的に人物をとらえようとした点。巧みな描写の中には、情緒的なものを排除し、事実のみを記録しようとする姿勢がみられる。人物に対しては賛辞を極力避け、自分の意見は一切いれようとはしなかった。これは従来の春秋の筆法と言われた微言大義をせず、もっぱら「述べて作らず」を実践した表現だといえる。付け加えれば、非合理なことがらを排除して、信賴のおける事のみを取り上げようとした新しい春秋学に連なる考え方の表れでもある。

## 二 政治への拘り

人物を客観的に書きあげた中にも、実は取捨が行われていた。描写に多くの字数を割いているのが、政治に関する事柄である。「漢書」以降、史書の類は、その列伝の内容は官僚としての履歴の記録が中心になっており、柳宗元はこの姿勢を踏襲していたとも考えられる。まずは幾つかの墓誌銘をみて確認しておく。

「唐故尚書戸部郎中魏府君墓誌」(巻九)は、魏氏の墓所を最初に述べ、続いて魏弘簡に至るまでの五代にわたる世系を述べた後、弘簡自身について触れる。

(江陵府君) 生郎中府君、諱弘簡、字曰裕之、以文行知名。既冠、而德禮聞於鄉黨。既仕、而法制立於官政。溫柔發乎外、見而人莫不親、直方存乎内、久而人莫不敬。由進士策賢良、連居科首。授太子校書、歷桂管・江西・福建・宣歙四府爲判官副使、累授協律郎・大理評事、三爲御史、賜緋魚袋。在州六年、而人樂之。廉吏崔衍曰、「吾敢專天下之士、獨惠茲人乎。」遂獻于天子、拜度支員外郎、轉戸部郎中。邦賦克舉、人望逾重。

(江陵府君は) 郎中府君を生めり、諱は弘簡、字を裕

之と曰ふ、文行を以て名を知らる。既に冠して、而して徳禮郷黨に聞ゆ。既に仕へて、而して法制官政に立つ。溫柔外に發はれ、見て而して人親しまざる莫し、直方内に存し、久しくして人敬せざる莫し。進士より賢良に策し、科首に連居す。太子校書を授けられ、桂管・江西・福建・宣歙四府を歴て判官副使と爲る、累りに協律郎・大理評事を授けらる、三たび御史と爲りて、緋魚袋を賜ふ。州に在ること六年、而して人之を樂しむ。廉吏崔衍曰く、「吾れ敢へて天下の士を專にして、獨り茲の人ののみ恵まんや。」と。遂に天子に獻ず、度支員外郎を拜し、戸部郎中に轉ず。邦賦克く擧げ、人望逾いよ重し。

官歴を述べるのは、墓誌銘の必要条件であるが、その後で人となりに触れるのが一般的である。この墓誌銘は、魏弘簡の人となりは必要最小限にとどめて大きく触れていない。柳宗元は墓誌銘の中に書く内容の中でも、特に職歴に重点をおいていたようである。

「國子司業陽城遺愛碣」(卷九)は、陽城について名・字等を書く前に官歴から述べている。

四年五月、皇帝以銀印赤紱、即隱所起陽公爲諫議大夫。

後七年、廷諍懇至、累日不解、帝尤嘉異、遷爲國子司業。旌直優賢、道光師儒。又四年、九月己巳、出拜道州刺史。……遂相與咨度署吏、布告諸儒。願立貞珉、俾高狀明。乃訪于學古之士、紀公名字、垂憲于後。公名城、字元宗、家于北平、隱于條山。

四年五月、皇帝銀印赤紱を以て、隱所に即きて陽公を起して諫議大夫と爲す。後七年、廷諍懇に至りて、累日解けず、帝尤も嘉異にして、遷して國子司業と爲す。直を旌し賢を優して、師儒を道光す。又に四年、九月己巳、出でて道州刺史を拜す。……遂に相ひ與に署吏に咨度し、諸儒に布告す。貞珉を立し、高に俾しく狀の明なることを願ふ。乃ち古を學ぶの士に訪ひて、公の名字を紀し、憲を後に垂る。公名は城、字は元宗、北平に家し、條山に隱る。

墓誌銘は一般的に、被葬者の諱・字・家系といった類から書き起こすのであるが、これはいきなり官職から記述している。重要度の高いものから書こうとした結果ということかもしれない。柳宗元にとってはまず政治に関する事項が最も重視すべきであつたと考えられる。

柳宗元は、人物像を作る時、人となりから人物を作り上

げていくというよりは、その人のたどった役人としての道程から人物を描き出そうとした。これはまさに『漢書』以後、歴史家たちの用いた方法でもあるが、柳宗元自身の政治に対する拘りの表れということができよう。

具体的な政治業績を綴ったものとして、他に「唐故塩管招討副使試大理司直兼貴州刺史鄧君墓誌銘」(卷十)がある。

初以試太常寺奉禮郎、更職於劍南・湖南・江西。前後連帥威器其能、以柄於事。於劍南、則亭擬閔實、以循官刑、盡哀敬之情、致淑問之頌、寬猛之適、克合于中。於湖南、則外按屬城、內專平準、蒞邠人錫石之地、參鬼氏鼓鑄之功。溢山告祥、國用益贍、吏無並緣以巧法、人無怨譴以苦役、凡處斯職、莫能加焉。於江西、則旁緝傳置、下繩支郡、俾無有異政、以一於詔條、財賦之重、待君而理。

初め以て太常寺奉禮郎に試られて、職を劍南・湖南・江西に更ふ。前後の連帥威な其の能を器として、以て事を柄す。劍南に於いては、則ち擬を亭し實を閔き、以て官刑に循ふ、哀敬の情を盡し、淑問の頌を致す、寬猛の適、克く中に合ふ。湖南に於いては、則ち外は屬城を按じ、内は平準を專にし、邠人錫石の地に蒞み、

鬼氏鼓鑄の功を參す。山に溢れて祥に告ぐ、國用益ます贍し、吏並縁して以て法を巧にする無し、人怨譴して以て役に苦しむ無く、凡そ斯の職に處るも、能く加ふる莫し。江西に於いては、則ち旁く傳置を緝め、下は支郡を繩す、異政有る無くして、以て詔條に一ならしむ、財賦の重、君を待ちて理む。

ここでは劍南、湖南、江西それぞれの地においての業績を順に列挙することによって政治手腕のすごさを際立たせようとする意図がみえる。

人物像を作り上げるために時としてエピソードを取り入れることがあるが、その際にも柳宗元は政治に関係するものを多く取り入れている。「唐故中散大夫檢校國子祭酒兼安南都護御史中丞充安南本管經略招討處置等使上柱國武城縣開國男食邑三百戶張公墓誌銘」(卷十)では張丹が安南副都護、經略副使になつたときの治世について次のように語る。

公自爲吏、習於海邦、凡其比較勤勞、利澤長久。去之則夷獠稱亂、復至而寇攘順化。及受命專征、得陳嘉謨、誓拔禍本、納於夷軌。乃命一其貢奉、平其斂施。牧人盡區處之方、制國備刑體之法。道阻而通百貨、地偏而

具五人。儲待委積、師旅無庚癸之呼、繕完板榦、控帶兼戊己之位。

公吏と爲りしより、海邦に習へり、凡そ其の勤勞を比較するに、利澤長久なり。之を去れば則ち夷獠稱亂す、復た至るに寇攘化に順ふ。命を受けて征を專にするに及びて、嘉謨を陳ぶるを得、誓ひて禍本を抜き、夷軌を納む。乃ち命ぜられて其の貢奉を一にし、其の斂施を平ぐ。人を牧するに區處の方を盡し、國を制するに刑體の法を備ふ。道阻むも百貨を通し、地偏なるも五人を具ふ。委積を儲待して、師旅庚癸の呼無く、板榦を繕完して、控帶戊己の位を兼ね。

柳宗元の描いた墓誌銘には、総じて人間像の追究という姿勢はみられない。しかし客観的に事実を見つめるという点では彼の書き方は史書と同様のものになっている。彼がもっぱら関心のあつた事実とは、主に政治についての出来事が中心であり、それはそのまま彼の考え方が反映されていたといふことができる。その姿勢は、彼の書いた庶民の列伝の中にも見て取れる。

柳宗元の書いた伝は、当時流行していた「意を作して奇を好み、小説に假りて以て筆端を寄せる」ものではなく、「寓

言を以て本と爲し」た政治への諷言であつた。<sup>(12)</sup> そして柳宗元が書いた「伝」は、史書に載るような人物ではなく、葉を売る人、植木屋、大工といった庶民の列伝である。

例えば「梓人傳」(卷十七)は、楊潛という大工の棟梁の伝記である。規矩や繩墨を使つて家を設計し、多くの材料と職人を使つて建物を寸分の狂いもなく建てていく様子を述べた後、次のように言う。

彼佐天子相天下者、舉而加焉、指而使焉。條其綱紀而盈縮焉、齊其法制而整頓焉。猶梓人之有規矩繩墨、以定制也。擇天下之士、使稱其職、居天下之人、使安其業。視都知野、視野知國、視國知天下。其遠邇細大、可手據其圖而究焉。猶梓人畫宮於堵、而績于成也。能者進而由之、使無所德。不能者退而休之、亦莫敢愠。不銜能、不矜名、不親小勞、不侵衆官、日與天下之英才、討論其大經。猶梓人之善運衆工而不伐藝也。

彼の天子を佐けて天下に相たる者は、舉げて加へ、指して使ふ。其の綱紀を條して盈縮し、其の法制を齊へて整頓す。猶ほ梓人の規矩繩墨有りて、以て制を定むがごときなり。天下の士を擇んで、其の職に稱はしめ、天下の人を居き、其の業に安んぜしむ。都を視て野を

知り、野を視て國を知り、國を視て天下を知る。其の遠邇細大、手づから其の圖に據りて究むべし。猶ほ梓人の宮を堵に畫くがごとし。而して成に績するなり。不能者は進みて之を由ふも、徳とする所無からしむ。不能者は退きて之を休むるも、亦た敢へて慍る莫し。能を衒まず、名を矜らず、小勞を親らせず、衆官を侵さず、日び天下の英才と、其の大經を討論す。猶ほ梓人の善く衆工を運かして藝を伐らざるがごときなり。

棟梁の仕事と一國を預かる宰相と共通することを述べて、政治を動かすのには全体を見通しながら適材適所に人材を配置することの大切さを述べ、政治家としての理想を描いている。しかし現実にはこのような宰相が少なくいたずらに瑣末な政治にはしつていて批判している。<sup>(註)</sup>柳宗元の政治批判は他の列伝においても痛烈な口調で行われているが、一連の庶民の伝記は政治家としての理想について姿を変えて具現化したものと考えられる。

庶民の列伝の中にも、国政に対する風刺がみえているように、彼の心中は政治の変革を求める姿勢で貫かれている。その基本は「送薛存義之任序」(卷二十三)の中によく現れている。すなわち、官吏は人民のために奉仕すべきものであつて人民を使役するものではないというのが彼の根本

姿勢である。<sup>(註)</sup>この考え方は彼の書いた墓誌銘の中にも表れており、ここまでみてきた例の中にもよく反映されているのがわかる。

墓誌銘の中で官歴を重視するのは彼の政治の変革を求める姿勢の現れであり、生涯にわたつてこの姿勢は変わることはなかった。

「故御史周君礪」(卷九)は貞元十二年、柳宗元二十四歳の作品である。直諫して杖殺された周子諒のために書かれたものであるが、彼の政治に対する姿勢がよく反映されている。この墓誌銘は次の部分から始まる。

有唐貞臣、汝南周氏、諱某、字某、以諫死。葬於某。貞元十二年、柳宗元立礪於其墓左。在天寶年、有以諛諛至相位、賢臣放退。公爲御史、抗言以白其事、得死于墀下、史臣書之。公死、而佞者始畏公議。

有唐の貞臣、汝南の周氏、諱は某、字は某、諫を以て死す。某に葬る。貞元十二年、柳宗元 礪を其の墓左に立つ。天寶の年に在りて、諂諛を以て相位に至る有り、賢臣放退す。公 御史と爲りて、抗言以て其の事を白し、死を墀下に得たり、史臣 之を書す。公死して、而して佞者始めて公議を畏る。

と、死に至つた経緯を述べ、その後、次のように続く。

於虜、古之不得其死者衆矣。若公之死、志匡王國、氣震姦佞、動獲其所、斯蓋得其死者歎。公之德之才、洽於傳聞、卒以不試、而獨申其節、猶能奮百代之上、以爲世軌。第令生於定哀之間、則孔子不曰「未見剛者」、出於秦・楚之後、則漢祖不曰「安得猛士」。而存不及興王之用、没不遭聖人之歎、誠立志者之所悼也。故爲之銘。

於虜、古の其の死を得ざる者衆し。公の死の若きは、志王國を匡し、氣姦佞を震はし、動其の所を獲、斯れ蓋し其の死を得る者か。公の徳と才と、傳聞に洽く、卒に以て試みられず、而るに獨り其の節を申べて、猶ほ能く百代の上に奮ひ、以て世軌と爲る。第だ定・哀の間に生まれしめば、則ち孔子「未だ剛なる者を見ず」と曰はず、秦・楚の後にいでしめば、則ち漢祖「安んぞ猛士を得ん」と曰はず。而して存して興王の用に及ばず、没して聖人の歎に遭はず、誠に志を立つる者の悼む所なり。故に之が銘を爲る。

この作品を書いた後、柳宗元は博学宏詞科に及第し、願

通り、エリートコースを突き進むことになる。彼自身、除服してこれから表舞台で活躍するのだと政治への意欲満々のころである。身をもって不正を正そうとした周子諒の姿に自分の意欲を含ませている作品ということが出来る。自分が成し遂げようとした理想を投影した形ということもできよう。

ところが、この後、「於虜、古の其の死を得ざる者衆し。」と言っていることが柳宗元自身にふりかかる。永貞の改革により、志半ばで彼の理想とした政治改革の道は絶たれてしまう。しかし彼自身は生涯を通して政治に関わりつづけたいと願っていたのである。彼の理想の政治家像を墓誌銘の中に描き、それによつて自身の想いを投影しようとしていた。墓誌銘の中に政治に関する部分が多いのは、あくまでも彼が政治家として世の中に関わり続けたいと願っていた現われであり、それは左遷される前も後も変わらず彼の中で生きているものであった。すなわち、長安時代にはエリート官僚としての誇りから、左遷以降は自身の中央復帰への願いから、終生政治へのこだわりを持ち続けた結果だといえるのではないか。

永州に配流された後、元和年間に書かれた「與蕭翰林偁書」(卷二十)の中で、「一たび廢錮を釋き、數縣の地に移さば、則ち世必ず曰ふ、罪稍解くと。」と都のそばに戻し

てほしいと懇願している。左遷後も官吏社会での地歩の回復と政治上での活躍を願って止まなかつた姿を窺うことができる。すなわち、順調な官僚コースを進み、政治改革に力を注ぎようとしていた前半生を含めて、彼の生涯を通して政治は切り離すことのできないものであった。政治への関心と政治から切り離された自身の処遇について、彼の中に葛藤があつたことは容易に想像できる。この不合理な状況をどのように受け止めようとしていたのであろうか。

### 三 天人相関の是否

柳宗元は「天説」(卷十六)で次のようにいう。

柳子曰、子誠有激而爲是耶、則信辯且美矣。吾能終其說。彼上而玄者、世謂之天、下而黃者、世謂之地。渾然而中處者、世謂之元氣。寒而暑者、世謂之陰陽。是雖大、無異果臝癘痔草木也。假而有能去其攻穴者、是物也、其能有報乎。繁而息之者、其能有怒乎。天地、大果臝也。元氣、大癘痔也。陰陽、大草木也。其烏能賞功而罰禍乎。功者自功。禍者自禍。欲望其賞罰者、大謬。呼而怨、欲望其哀且仁者、愈大謬矣。子而信子之仁義、以遊其内、生而死爾。烏置存亡得喪於果臝癘

痔草木耶。

柳子曰く、子は誠に激すること有りて是を爲すか、則ち信に辯にして且つ美し。吾れ能く其の説を終へん。彼の上にありて玄き者、世は之を天と謂ふ、下にありて黄き者、世は之を地と謂ふ。渾然として中に處る者、世は之を元氣と謂ふ。寒くして暑き者、世は之を陰陽と謂ふ。是れ大なりと雖も、果臝・癘痔・草木に異ること無きなり。假にして能く其の攻穴を去る者有りとも、是の物や、其れ能く報いること有らんや。繁して之を息する者、其れ能く怒ること有らんや。天地は、大いなる果臝なり。元氣は、大いなる癘痔なり。陰陽は、大いなる草木なり。其れ烏くんぞ能く功を賞して禍を罰せんや。功ある者は自ら功あり。禍ある者は自ら禍す。其の賞罰を欲望する者は、大いに謬れり。呼びて怨み、其の哀んで且つ仁あるを欲望する者は、愈よ大いに謬れり。子は而るに子の仁義を信じて、以て其の内に遊び、生きて死するのみ。烏くんぞ存亡得喪を果臝癘痔草木に置かんや、と。

これは韓愈が「功有る者は、賞を受けんこと必ず大ならん。其の焉に禍する者は、罰を受けんこと亦た大ならん」と言っ

たことに對する批判である。柳宗元は、人間の行為に感応して天は賞禍を与えるという韓愈の考えを否定し、人の行為に對して天の意思は働かない、天と人とに相關關係はないと断言した。人の行動には必ず起こった出来事との間にしかるべき理由があつて、天がどうこうするものではないという。

柳宗元は、天の意思を否定する文をいくつか書いており、世の中で起こるすべてのものに合理的解釈を求めようとした。<sup>(2)</sup>ここから彼は儒家の伝統的な思想である天人相關説を否定する合理主義者と考えられてきた。しかし、先に挙げた「與蕭翰林俛書」の中で、自身の不遇について、「豈非命歟。命乃天也。(豈に命に非ずや。命は乃ち天なり。)」という。天を否定していたのであれば、ここで彼の言う「天」とは、いったいどのようなものなのであるうか。本当に彼は天というものを否定していたのか。

彼の書いた墓誌銘の中に「天」「命」が登場してくるものが数例ある。「先太夫人河東縣太君歸附誌」(卷十三)は柳宗元の母を、先に亡くなった父の墓所に合葬するにあつて書いたものである。柳宗元が永州に流されることになつた時、母も同行したが、元和元年に永州の地で亡くなつた。母の棺は、次の年、柳氏の墓所のある萬年縣に歸葬することになつたが、柳宗元は罪を受けて左遷された身であ

るので柩とともに帰ることができず、そこで書き記したのでこの誌である。

其孤有罪、銜哀待刑、不得歸奉喪事以盡其志、姪洎太夫人兄之子弘禮承事焉。嗚呼天乎。太夫人有子不令而陷于大僇、徙播瘠土、醫巫藥膳之不具、以速天禍、非天降之酷、將不幸而有患子以及是也。又今無適主以葬、天地有窮、此冤無窮。既舉葬綯、猶以不肖之辭、擬述先德、且誌其酷焉。

其の孤 罪有りて、哀を銜みて刑を待つ、歸りて喪事を奉じ以て其の志を盡すことを得ず、姪洎び太夫人の兄の子弘禮承事す。嗚呼 天なるかな。太夫人に子有り令からずして大僇に陥ひ、瘠土に徙播し、醫巫藥膳の具はらず、以て天禍を速めり、天降の酷に非ず、將に不幸にして惡子有りて以て是に及ばんとするなり。又た今適主として以て葬する無し、天地に窮むる有るも、此の冤 窮むる無し。既に葬綯を擧ぐるに、猶ほ不肖の辭を以て、先德を述べ、且つ其の酷を誌さんとを擬す。

自分の罪によつて母を死なせてしまい、さらに罪人である

が故に棺を墓所に自身で送り届けることができないこと<sup>(16)</sup>に  
触れる。そこでは、自分が罪を得たことに対して、結果「天  
禍」が降ったという。天が柳宗元の行動に反応して禍を授  
けたことになるが、これは人為によって「天」が下した禍  
ということになり、人間の行為によって天の意志が働いた  
ということである。

「故連州員外司馬凌君權厝誌」(巻十)は柳宗元と同じく  
元和元年に員外司馬に貶められ、その年に亡くなった凌準  
のために書かれたものである。<sup>(17)</sup>

(凌準) 告于州刺史博陵崔君曰「余嘗學黃帝書、切脈  
視病、今余肝伏以瀯、腎浮以代、將不臘而死、審矣。  
凡余之學孔氏、爲忠孝禮信、而事固大謬、卒不能有立  
乎世者、命也。臣道無以明乎國、子道無以成乎家。下  
之得罪于人、以謫徙醜地、上之得罰于天、以降被罪疾。  
余無以禦也。敢以鬼事爲累。」

(凌準) 州の刺史博陵崔君に告げて曰く「余れ嘗て黃  
帝の書を學び、脈を切り病を視る、今余れ肝伏して以  
て瀯し、腎浮きて以て代す、將に臘せずして死せんと  
す、審なり。凡そ余の孔氏を學ぶは、忠孝禮信の爲な  
り、而るに事固に大ひに謬り、卒に世に立つこと有る

能はざる者は、命なり。臣道以て國に明なる無く、子  
道以て家に成ること無し。下の罪を人に得、以て醜地  
に徙謫せらる、上の罰を天に得、以て降して罪疾を被  
る。余れ以て禦する無きなり。敢へて鬼事を以て累を  
爲さんや。」と。

これは、凌準が流された先の連州刺史に向かつて彼自身が  
話した部分であるが、その中で「上の罰を天に得、以て降  
して罪疾を被る。」と罰を天より受けたという。もしも柳  
宗元自身、天の存在を信じていないのであればこのような  
書き方は、たとえ凌準が発した言葉であつてもしな  
いのか。凌準も柳宗元の母と同じ元和元年に、やはり左  
遷先で亡くなつてゐる。この二例のみをみれば、左遷と左  
遷先で亡くなつたという特殊状況が引き出した結果とい  
う可能性もあるが、これよりも前に書かれた、貞元年間の墓  
誌銘にも類似的の表現が見られる。

貞元十五年に亡くなつた妻のために書いた「亡妻弘農楊  
氏誌」(巻十三)には「天」に問う場面が出てくる。

以夫人之柔順淑茂、宜延于上壽、端明惠和、宜齒于貴  
位、生知孝愛之本、宜承于餘慶。是三者皆虛其應、天  
可問乎。

夫人の柔順淑茂を以ては、宜しく上壽に延ぶべし、端「明恵なるは、宜しく貴位に齒るべし、生れながらにして孝愛の本を知るは、宜しく餘慶を承くべし。是の三者は皆な其の應を虚しくす、天問ふべきか。

貞元十六年に亡くなった姉のために書かれた「亡姊前京兆府參軍裴君夫人墓誌」(卷十三)でも、「天禍弊族、夙遭大故。(天弊族に禍し、夙に大故に遭ふ。)」と述べ、次のような表現もみられる。

故二種未亂、良人在遠、不及有緒言遺念以傳於後。則我呼天之痛、宜有加焉。嗚呼、天胡厚是懿德而闕其報施、獨何答歟。余不知天之忍也。

故に二種の未だ亂ならざるに、良人遠きに在り、緒言遺念して以て後に傳ふる有るに及ばず。則ち我が天に呼びての痛、宜しく加ふる有るべし。嗚呼、天胡ぞ是の懿徳を厚くして其の報施を闕くや、獨り何の答あるか。余天の忍を知らざるなり。

さらに「亡姑渭南縣尉陳君夫人權厝誌」(卷十三)の中では「嗚呼、貴不必賢、壽不必仁、天之不可恃也久矣。(嗚呼、

貴は必ずしも賢ならず、壽は必ずしも仁ならず、天の恃むべからざるや久し。)」と天を信ずることができなくなってしまうとも言っている<sup>(18)</sup>。

いったい柳宗元の考えていた「天」とはいかなるものであったのか。彼は「天説」の他、「非國語」や「天對」「時令論」の中で、陰陽の気は人間の行動とは無関係であるという。例えば「國語」にある幽王二年、三川地方の地震と幽王が殺された事に関する記事について、「非國語」では天地の間に存在する陰陽の気と国が滅んだこととは無関係であり、国が滅んだには必ずしかるべき理由があるはずだ<sup>(19)</sup>という。

天と人との関係については、時代を遡ってみる必要がある。今ここで柳宗元の生きた時代より以前にはどのような考えられてきたのかを『漢書』五行志をもとに簡単にまとめておく。

自然界に現れる様々な現象と人間社会で起こる様々な出来事とは相互に密接な関係があるというのが天人相関という考え方の基になっている。天の意志は直接人には現れず、自然という媒介を通して人々に警告を与える。具体的には災異現象によって自然への畏怖の念を抱かせ、それによって人の行為を規制しようとする考えである。漢代には自然と密接な関係があったのは国家を支配する君主のみであつ

た。君主の行動に應じて起こる自然現象、その自然現象を意のままに動かす存在がすなわち「天」であるということことができる。

柳宗元は、自然災害は「天」の意志で起こるのではないと考えていた。人(君主)の行為に天が感応し、天はその考えを具現する自然という存在を介して、自然災害という形で人(国家)に配分する、この繋がりを否定する。ここから、「天」と「国家」の関係を否定しているのは確かであろう。しかし、彼は墓誌銘で、「天」と「個人」の関係を肯定しようとしている。彼が否定しなかったのは自然を媒介にした天人相関であって、人の命(運命)に関しての天は否定しないということができないのではないだろうか。

柳宗元の書いた墓誌銘に「天」が登場するのは、貞元年間に書かれたものにも確認できるが、元和以降に書かれたものに多い。そして「天」が登場する墓誌銘には二つの類型がある。一類は自分の親族、特に女性を描いた墓誌銘であり、もう一類は永貞の改革に関係した人物とその家族に関与しているものである。思うに、世の中の不合理性に対して柳宗元は「天」「命」を用いたのではないだろうか。つまり、自分ではどうしようもない出来事を解決するため「天」を導入したと考えられる。元和以降に多く「天」が登場するのは、彼自身納得のいかない左遷の中で、なん

とか理由づけをしたかと思つた結果かもしれない。

彼は永貞の改革によつて左遷された五年後、永州の地で書いた「與許京兆孟容書」(卷三十)の中で、自分の罪を認めつつ、古の罪を得た人物を名譽回復への道のりを綴つて「賢者は志を今に得ざれば、必ず貴を後に取る」といつている。これも天に意志があると前提して初めて成立する考え方である。同時代に生きた韓愈は「天」を信じ、「天命」すなわち天の意志によつて、「位、徳に稱はざる者は後有」<sup>(2)</sup>と考えていた。韓愈は天道の存在を肯定しているが、柳宗元も天と人とは繋がりがあつたという考えをもつていたことがわかる。

#### おわりに

柳宗元は韓愈とならんで古文復興の先導者のように言われているが、彼の墓誌銘をみるかぎり、それまでの墓誌銘の文体を改革したといえるようなものではない。柳宗元の墓誌銘は、文体そのものからみれば、伝統的な形式を踏襲している。内容面からみても、人間そのものに着目するというよりは、これまでの史書と同様に、官僚の姿を描いた文体になっており、「多沿六朝之遺(多く六朝の遺に沿ふ)」形式である。彼の作つた墓誌銘は、人間そのものを描くも

のではなく、歴史を描く一手段としての墓誌銘であった。更に、彼の中には人間そのものへの興味よりも、政治へのこだわりがより大きく、自身のおかれた境遇とのギャップを埋めるべく、天の意志を墓誌銘の中に導入したと考えられる。

## 注

\*柳宗元の文について引用は、宋刻百家注本を底本にした中国古典文学基本叢書『柳宗元集』（中華書局出版 一九八二年）に拠る。

(1) 韓愈「祭柳子厚文」（『韓昌黎集』巻二十三）。また「柳子厚墓誌銘」（『韓昌黎集』巻三十二）で次のようにいう。「然子厚、斥不久、窮不極、雖有出於人、其文學辭章、必不能自力以致必傳於後、如今無疑也。雖使子厚得所願、爲將相於一時、以彼易此、孰得孰失、必有能辯之者。」『韓昌黎集』については、同治己巳孟冬江蘇書局重刊の東雅堂版本による。

(2) 松村真治「柳宗元の文学作品に見る合理的側面と非合理的側面の交錯」（『中国文学報』第二十二輯 一九六八年）。なお、柳宗元の「天」についての考え方には、呂温の考え方が反映されており、永貞の改革を機に彼の「天」観が構築されていくとルモント氏は指摘する。

(H.G.Lamont, "An Early Ninth Century Debate on Heaven :

Liu Tsung yuan's T'ien Shuo and Liu Yuhsi's T'ien Lun : An Annotated Translation and Introduction, Part I" Asia Major, Volume 18, Part 2, 1973.)

(3) 『中唐文人考』（研文出版 一九九三年）Ⅱ「長安時代の柳宗元」

(4) 『柳宗元集』には巻九から巻十三にわたって碑誌類が収められており、彼の書いた文（詩を除く）全体の十五％ほどにあたる。

(5) 中華書局出版（一九七五年）『新唐書』にもとづく。

(6) 日原利國氏は「事の記録から義を読み取るとは、その文をいかに解釋するかであり、解釋者の思想的立場に由来する振幅が豫想される。」（『春秋公羊傳の研究』）「春秋學の成立」創文社 一九七八年）という。齋木哲郎氏は表現方法の微妙な違いによって『春秋』を解釈する技法は董仲舒によって発展したと指摘する。（『董仲舒の春秋學』『東方學』第七十五輯 一九八八年）

(7) 歴史家たちが多く「人禍有らざれば則ち天刑有り」という状況のもと、不遇な生涯に陥ったことを理由に、韓愈は柳宗元から提出された段太尉の行状を採用しなかった。（『答劉秀才論史書』同治己巳孟冬江蘇書局重刊東雅堂版本『韓昌黎全集』外集第二卷）史官修撰の任にありながら歴史を書くことに消極的であった韓愈に対して柳宗元は「與韓愈論史官書」を送って正しい歴史を記録し、それができなければ辭職するように追求した。

(8) 拙稿「漢文教材としての唐詩」（『國語教育學試論』三号

- 一九八八年)
- (9) 柳宗元と同時代の韓愈は、多くの墓誌銘を書いているが、彼は人物を描くとき、主観的に人物評価をしていた。(拙稿「中国学誌」蒙号「韓愈の人間観」一九八九年)
- (10) 島一氏「中唐春秋學の形成」(『東方學』第九十三輯一九九七年)
- (11) 明・王行「墓銘舉例」に「凡墓誌銘書法有例、其大要十有三事焉、曰諱曰字曰姓氏曰鄉邑曰族出曰行治曰履歷曰卒曰壽年曰妻曰子曰葬曰葬地、其序如此」とあり、韓愈の「集賢院校理石君墓誌銘」(『韓昌黎集』卷二十五)をその代表例として挙げる。
- (12) 寛文生氏「唐宋八家文」(角川書店 一九八九年) 一三六―一三七頁
- (13) 該当する原文は以下の通り。「其不知體要者反此。以恪勤爲公、以簿書爲尊、銜能矜名、親小勞、優衆官、竊取六職百役之事、听听於府庭、而遺其大者遺者焉。所謂不通是道者也。」
- (14) 薛存義が任地に行くのを送って書いた「送薛存義之任序」の中で官吏の有り方を以下のように言っている。「凡吏於土者、若知其職乎。蓋民之役、非以役民而已也。」
- (15) 柳宗元のこのような考え方は、唐代中期の新たな春秋學の影響を受けたと考えられてきた。これに言及した早いものとしては重沢俊郎氏「柳宗元に見える唐代の合理主義」(『日本中国学会報』第三集 一九五一年)がある。
- (16) 同年に、父の墓前に建てる「先侍御史府君神道表」(卷十二)を書き、その中でも自分の罪について言及している。
- (17) 凌準は永貞の改革によって員外司馬に貶せられたいわゆる永貞の八司馬の一人。彼は連州に流され、同年病死した。
- (18) 南宋の黄震は、柳宗元が永州に流されたことに起因して「天を怨むこと甚だし」くなり天の存在を信じなくなったとしているが(『黄氏日抄』卷六十二「天説」項「四庫全書珍本」二集 商務印書館 一九七一年)、この墓誌銘は永州配流前の貞元年間に書かれており、彼の考え方は左遷前後で変化したとは考えにくい。
- (19) 卷四十四「非國語」「三川震」の項に次のようにいう。「幽王二年、西周三川皆震。……幽王乃滅、周乃東遷。非曰、山川者、特天地之物也。陰與陽者、氣而遊乎其間者也。自動自休、自峙自流、是惡乎與我謀。」
- (20) 韓愈「崔評事墓銘」(『韓昌黎集』卷二十四)。白居易「唐楊州倉曹參軍王府君墓誌銘」(『白居易集』卷四十二)にも「若不當世、其後必有餘慶」と同様の表現が見られる。